

掛川市告示第1号

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年掛川市規則第3号）第3条の規定に基づき、指定特定相談支援事業者を次のとおり指定する。

令和5年1月1日

掛川市長 久保田 崇

1 申請者の住所、名称及び代表者名

袋井市太郎助30番地

株式会社 Be happy

河上 武

2 指定特定相談支援事業所の住所、名称及び管理者名

掛川市大淵7615番地

相談支援事業所 Be happy

河上 高史

3 指定期間

令和5年1月1日から令和11年12月31日まで